

重要なご連絡

平成22年4月医科診療報酬改訂にともなうPET検査保険適用の拡大について

平素よりPET検査のご依頼を頂きましてありがとうございます。

さて、平成22年4月の診療報酬改訂におきましてはPET検査の保険適用について以下のように改訂が行われましたのでご連絡申し上げます。

早期胃癌を除くすべての癌については4月1日よりPET検査の保険適応が拡大されることになりました。また反面、癌疑い(がんの存在を疑うが病理診断により確定診断が得られない場合)で行っていたPET検査が保険適用から除外されることになりました。

検査依頼いただきます先生方にはご迷惑をおかけいたしますが変更点をご理解ご協力いただきますようにご連絡申し上げます。

4月改訂のPET検査保険適用の要点

◎ PET検査の保険適用拡大

早期胃癌を除く悪性腫瘍の病期診断又は転移・再発の診断は保険適用となります。つまり悪性腫瘍の既往のある方はほとんどが保険適用となります。

◎ 癌疑いでのPET検査の依頼は保険適用外

これまで保険適用であった、『他の検査、画像診断でがんの存在を疑うが病理診断により確定診断が得られない患者の肺癌、膵癌、頭頸部癌、大腸癌、乳癌、の疑いによる検査』は保険適用外になります。つまり良悪性鑑別のための検査は保険適用外です。従いまして、『悪性腫瘍と確診されている』場合のみを検査対象とさせていただきますことをご了承ください。

参考：日本核医学会から出されているガイドラインによる保険適用症例の選択基準

- ◎ 病理組織学的に悪性腫瘍と確認されている患者であること。
- ◎ 上記が困難である場合には、臨床病歴、身体所見、PETあるいはPET/CT以外の画像診断所見、腫瘍マーカー、臨床的経過観察、などから、臨床的に高い蓋然性をもって悪性腫瘍と診断される患者であること。

詳しくはホームページを参照して下さい。また、いつでも当センターにお問い合わせ下さい。なお当センターで配布しております診療情報提供書は従来の診療報酬に沿っていますが、新たな診療情報提供書をお配りするまでは、「悪性腫瘍の診断名」を診断の欄にご記入の上、ご依頼お願い申し上げます。



JA長野厚生連

長野PET・画像診断センター

〒380-0928 長野県長野市若里六丁目6番10号
電話：026-269-0550 FAX：026-269-0555
info@nagano-pet.com
http://nagano-pet.com